

五管区水路通報第 1 3 号

(224項 - 242項)

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

第五管区海上保安本部

第 224項	紀伊水道	由良港	ケーソン撤去作業
第 225項	和歌山下津港	下津区	重量物荷役作業
第 226項	大阪港	内港航路及び付近	航泊禁止等
第 227項	大阪港	内港航路及び付近	沈埋函曳航作業
第 228項	大阪港	大阪区	水路測量
第 229項	大阪港	大阪区	深浅測量
第 230項	尼崎西宮芦屋港	第 1 区	灯台灯高変更
第 231項	神戸港	神戸中央航路付近	灯台等について
第 232項	神戸港	第 1 区	棧橋補強工事
第 233項	神戸港	第 3 区	棧橋設置工事
第 234項	神戸港	第 4 区	棧橋撤去工事変更
第 235項	神戸港	第 6 区	施設灯設置等
第 236項	姫路港付近		ヨットレース
第 237項	相生港		海上行事
第 238項	淡路島	都志港	突堤復旧工事
第 239項	淡路島	沼島北方	護岸復旧工事
第 240項	四国南岸	室戸岬南方	灯浮標沈没
第 241項	本州南岸	潮岬東南東方	水路測量等
第 242項	出版		海図改版

本通報に使用している経度・緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています

海図の改補（小改正）のお知らせ

海上保安庁水路通報第12号

(3月24日発行) 掲載分

海 域	改正内容	該当海図	項
日高港	防波堤、灯台等について	W77-W150C(全てJP共)	374
日和佐港	灯設置	W1459	375
足摺岬東方	灯浮標について	W108	376

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。

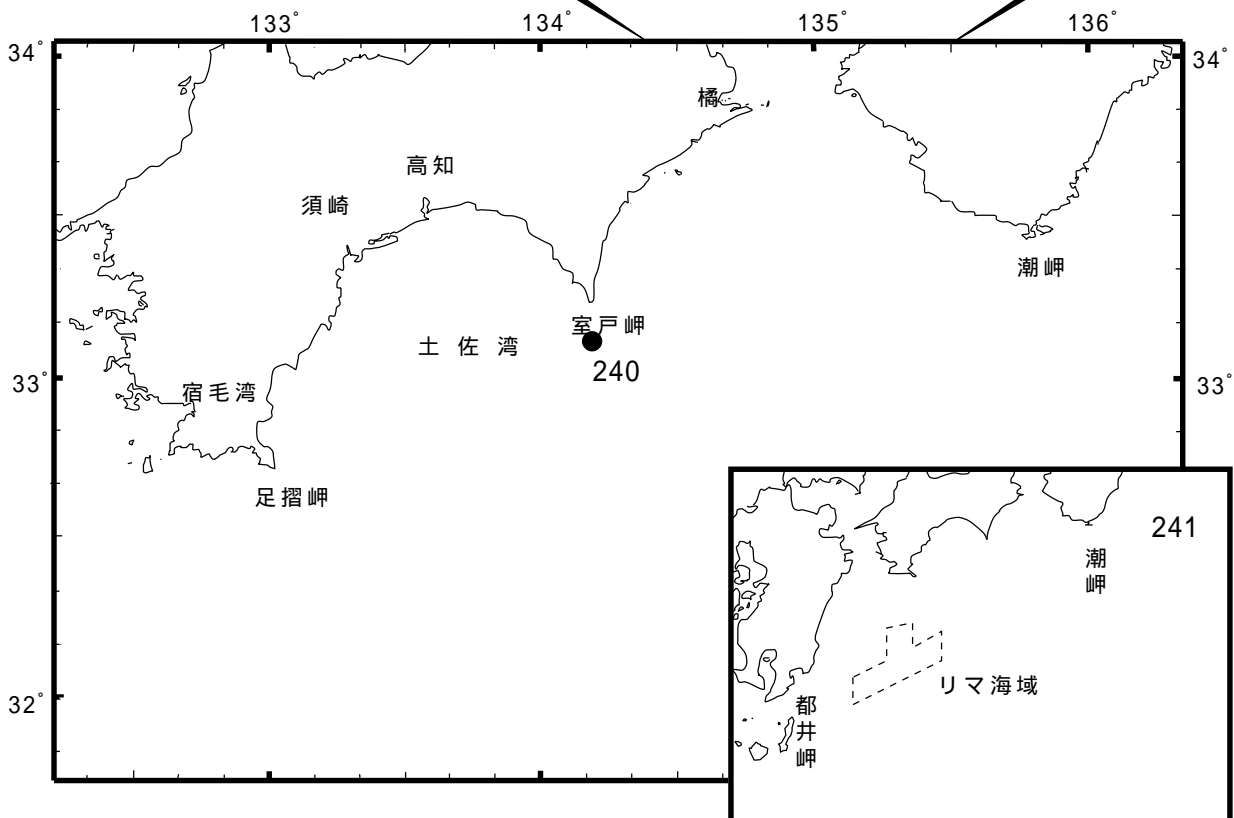
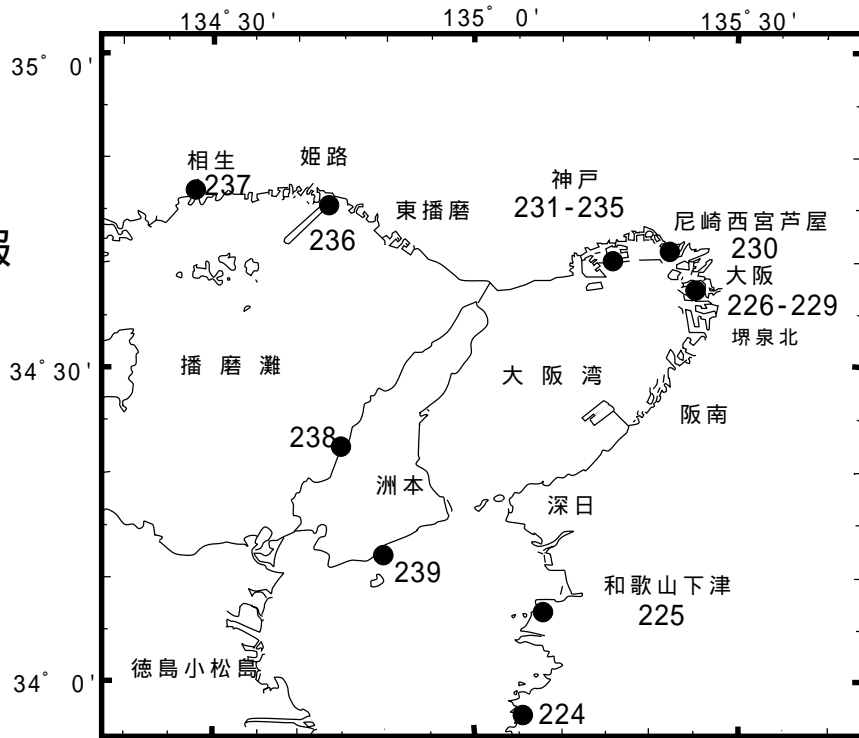
また、インターネットでも提供しています。

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

五管区水路通報

第13号

索引図



=====
五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先
第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516)
神戸第2地方合同庁舎(9階) FAX (078)332-6307(自動受信)
FAXによる五管区水路通報提供サービス
(078)332-6307 ……最新号〔ポーリング受信式〕
(078)391-1310(手動受信)・・最新号、バックナンバー(過去1か年分)〔情報番号;0#〕
インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>
=====

18年224項 紀伊水道 - 由良港 ケーソン撤去作業
永井ノ鼻付近において、潜水作業を伴う仮置きケーソン撤去作業が実施されている。

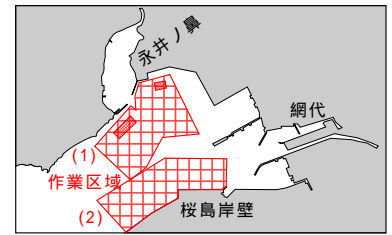
期間 平成18年6月30日までの日出～日没

区域 下記各位置付近(付函参照)

- (1) 33-57-36N 135-06-10E(ケーソン撤去作業)
- (2) 33-57-24N 135-06-18E(ケーソン陸揚作業)

海図 W97

出所 和歌山海上保安部



■: ケーソン仮置場所

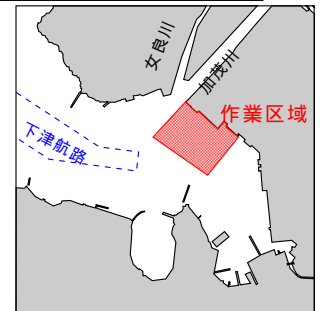
18年225項 和歌山下津港 - 下津区 重量物荷役作業
加茂川河口付近において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期間 平成18年4月12日(予備13日～15日)の日出～日没

区域 34-07-00N 135-08-25E付近(付函参照)

海図 W1144

出所 和歌山下津港長



18年226項 大阪港 - 内港航路及び付近 航泊禁止等
五管区水路通報18年12号215項関連

夢洲トンネル建設工事に伴い、一般船舶の航泊禁止及び航行制限が実施される。

- 1 期間 平成18年4月14日1200～15日2100
(予備平成18年4月21日1200～22日2100、
平成18年4月28日1200～29日2100、
平成18年5月5日1200～6日2100)

区域

航泊禁止 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-38-19.4N 135-23-57.2E(岸線上)
- (2) 34-38-24.1N 135-23-50.3E
- (3) 34-38-28.1N 135-23-59.7E
- (4) 34-38-22.9N 135-24-07.3E(岸線上)

航行制限 7地点により囲まれる区域(迂回航路)

- (1) 34-38-48.4N 135-24-56.0E(航路角)
- (2) 34-38-28.1N 135-23-59.7E(航泊禁止区域角)
- (3) 34-38-24.1N 135-23-50.3E(航泊禁止区域角)
- (4) 34-38-07.9N 135-23-15.1E(航路角)
- (5) 34-38-23.8N 135-23-09.7E(航路角)
- (6) 34-38-27.3N 135-23-32.7E
- (7) 34-38-53.9N 135-24-54.5E(航路角)

- 2 期間 平成18年4月15日2100～17日0500

(予備平成18年4月22日2100～24日0500、
平成18年4月29日2100～5月1日0500、
平成18年5月6日2100～8日0500)

区域

航泊禁止 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

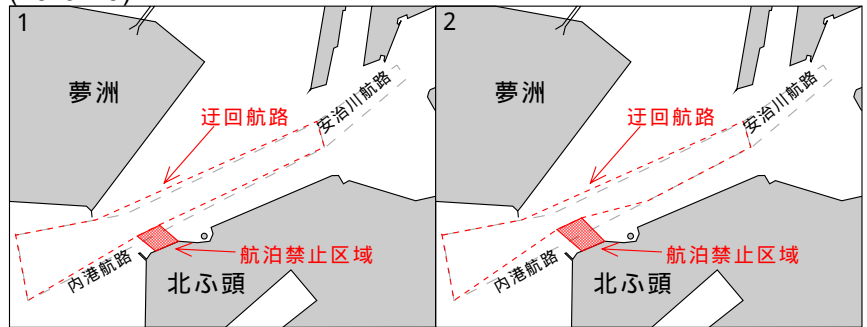
- (1) 34-38-19.4N 135-23-57.2E(岸線上)
- (2) 34-38-26.4N 135-23-46.9E
- (3) 34-38-30.4N 135-23-56.4E
- (4) 34-38-22.9N 135-24-07.3E(岸線上)

航行制限 10地点により囲まれる区域(迂回航路)

- (1) 34-38-48.4N 135-24-56.0E(航路角)
- (2) 34-38-35.0N 135-24-23.8E
- (3) 34-38-30.4N 135-23-56.4E(航泊禁止区域角)
- (4) 34-38-26.4N 135-23-46.9E(航泊禁止区域角)
- (5) 34-38-07.9N 135-23-15.1E(航路角)
- (6) 34-38-23.8N 135-23-09.7E(航路角)
- (7) 34-38-27.3N 135-23-32.7E
- (8) 34-38-34.8N 135-23-50.0E
- (9) 34-38-35.9N 135-23-55.0E
- (10) 34-38-53.9N 135-24-54.5E(航路角)

- 標 識
- ・ 航泊禁止区域の(1)(2)間及び(3)(4)間に黄色灯付浮標を各設置
 - ・ 航泊禁止区域の(2)、(3)に赤色灯付浮標を各設置
 - ・ 上記各灯付浮標はレーダーリフレクターを装備し、同期点滅する
- 航行制限事項
- 内港航路を通航しようとする雑種船以外の船舶は、迂回航路を通航しなければならない。
- ただし、海難を避けようとする場合、その他やむを得ない事由のある場合を除き、次に掲げる事項に従うこと
- ・ 迂回航路では投錨し、又はえい航している船舶を放してはならない
 - ・ 迂回航路外から迂回航路に入り、又は迂回航路から迂回航路外に出ようとする船舶は、迂回航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない
 - ・ 船舶は、迂回航路内においては、並列して航行してはならない
 - ・ 船舶は、迂回航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない
 - ・ 船舶は、迂回航路内においては、他の船舶を追い越してはならない

海 図 W 1 2 3 (J P 共)
出 所 大阪港長公示第18-4号(18.3.16)



18年227項 大阪港 - 内港航路及び付近 沈埋函曳航作業

五管区水路通報18年6号93項,前項関連
内港航路付近において、仮置きされている海底トンネル沈埋函の曳航作業が実施される。

期 間 平成18年4月14日(予備21日、28日、5月5日)の1030~1230

区 域 下記2地点間(付図参照)

(1) 34-38-40N 135-24-45E(仮置き区域)

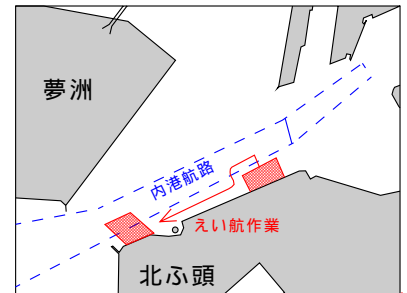
(2) 34-38-24N 135-24-00E(航泊禁止区域)

備 考

- ・ 曳航長は約230m
- ・ 水深14mの可航幅は300m以上確保されている

海 図 W 1 2 3 (J P 共)

出 所 大阪港長



18年228項 大阪港 - 大阪区 水路測量

測量船「ずいほう」による水路測量が実施される。

期 間 平成18年4月1日~30日

区 域 34-38N 135-23E付近(付図参照)

標 識 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海 図 W 1 2 3 (J P 共) - W 1 1 0 3 (J P 共)

出 所 五本部海洋情報部



測量区域

18年229項 大阪港 - 大阪区 深浅測量

安治川水門、尻無川水門、木津川水門各周辺において、深浅測量が実施される。

期 間 平成18年4月4日(予備6日、7日)の日出~日没

位 置 下記各位置付近

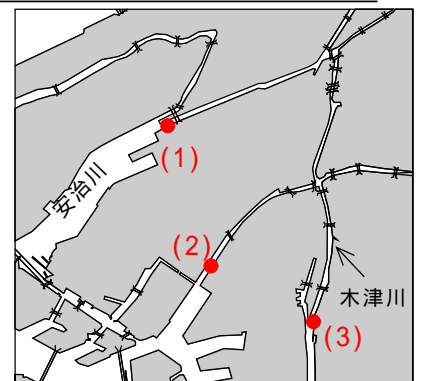
(1) 34-40.5N 135-27.4E(安治川水門)

(2) 34-39.5N 135-27.8E(尻無川水門)

(3) 34-39.1N 135-28.7E(木津川水門)

海 図 W 1 1 4 8 - W 1 2 3 (J P 共)

出 所 大阪港長



18年230項 尼崎西宮芦屋港 - 第1区 灯台灯高変更
 五管区水路通報18年10号173項削除
 尼崎西防波堤灯台(灯台表第1巻3623)(34-41.1N 135-22.7E)の灯高が変更された。
 灯高 (旧) 10メートル
 (新) 9メートル
 海図 W1107
 出所 神戸海上保安部

18年231項 神戸港 - 神戸中央航路付近 灯台等について
 五管区水路通報18年10号174項関連,10号175項,11号195項削除
 神戸中央航路の拡幅(平成18年4月1日実施)に伴い、下記航路標識が現状変更された。

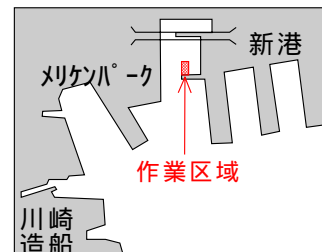
1、復旧
 名称 神戸港第7防波堤西灯台(灯台表第1巻3647)
 位置 旧) 34-40-04.1N 135-15-11.6E
 新) 34-40-07.8N 135-15-14.1E
 高さ 旧) 19メートル
 新) 20メートル
 塗色及び構造 赤色 塔形
 灯質 単閃赤光 毎3秒に1閃光
 光達距離 7.5海里
 明弧 全度
 備考 一時休止中のところ、上記変更のうえ復旧した

2、移設
 名称 神戸中央航路第2号灯浮標(灯台表第1巻3655)
 位置 旧) 34-38-40.6N 135-16-10.1E
 新) 34-38-42.2N 135-16-13.0E

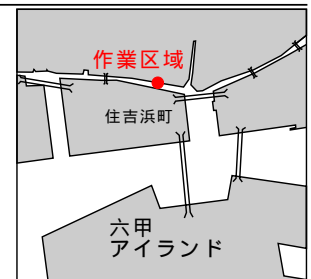
3、廃止
 名称 神戸港神戸中央航路灯標
 位置 34-40-04N 135-15-11E

海図 W101A(JP共)
 出所 神戸海上保安部

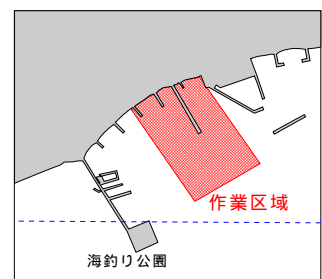
18年232項 神戸港 - 第1区 棧橋補強工事
 メリケンパーク東方において、潜水作業を伴う浮棧橋固定用鋼管杭の補強工事が実施される。
 期間 平成18年4月1日～15日(予備16日～22日)の日出～日没
 区域 34-40-58N 135-11-30E付近(付函参照)
 海図 W101A(JP共) - W101B(JP共)
 出所 神戸港長



18年233項 神戸港 - 第3区 棧橋設置工事
 住吉浜町北方において、浮棧橋設置工事が実施される。
 期間 平成18年4月10日～24日(予備25日～30日)の日出～日没
 区域 34-42-26N 135-15-50E付近(付函参照)
 海図 W101A(JP共)
 出所 神戸港長



18年234項 神戸港 - 第4区 棧橋撤去工事変更
 五管区水路通報18年9号152項削除
 須磨海釣り公園東方において、土砂積み出し棧橋の撤去工事が期間を延長して実施されている。
 期間 平成18年12月20日までの日出～日没
 区域 34-38-18N 135-06-25E付近(付函参照)
 海図 W101B(JP共)
 出所 神戸港長



18年235項 神戸港 - 第6区 施設灯設置等

五管区水路通報18年11号196項削除

第8防波堤付近において、航泊禁止解除に伴い、施設灯が設置され、灯浮標が廃止された。

1、施設灯設置

名称 神戸港第8南防波堤西施設灯(34-38-55.8N 135-15-17.2E)

神戸港第8南防波堤東施設灯(34-38-53.9N 135-15-21.4E)

灯質 単閃黄光 毎4秒に1閃光

光達距離 4.5海里

明弧 全度

高さ 4.2メートル

2、灯浮標廃止

名称 神戸港第8南防波堤工事区域A灯浮標(34-38-53N 135-15-08E)

神戸港第8南防波堤工事区域B灯浮標(34-38-46N 135-15-23E)

神戸港第8南防波堤工事区域C灯浮標(34-38-55N 135-15-30E)

神戸港第8南防波堤工事区域D灯浮標(34-39-03N 135-15-14E)

海図 W101A(JP共)

出所 神戸海上保安部

18年236項 姫路港付近 ヨットレース

八木港沖～鞍掛島においてクルーザー型ヨット95隻、八木港南方においてディンギー型ヨット20隻によるヨットレースが各実施される。

期間 平成18年4月9日の0730～1530

区域 1、(1)をスタートし、(2)を周回した後(1)に戻るコース

(1) 34-45.6N 134-43.5E(八木港沖)

(2) 34-41.1N 134-38.3E(鞍掛島)

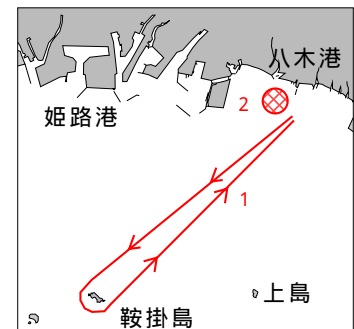
2、34-45.9N 134-43.4Eを中心とする半径300mの円内

標識 区域1(1)点に黄色円筒形浮標1基、区域2内に

黄色円筒形浮標2基を各設置

海図 W134A - W1113

出所 神戸海上保安部、姫路港長



18年237項 相生港 海上行事

相生大橋南方において、ペロン競漕の練習が実施されている。

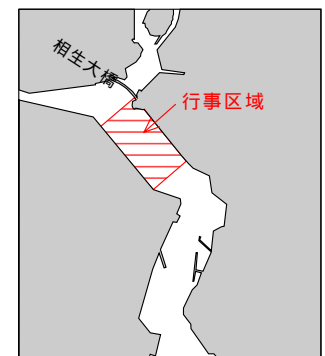
期間 平成18年5月24日までの日出～日没

区域 34-48.1N 134-27.9E付近(付図参照)

備考 平成18年4月14日～7月5日の間、区域内にコースを示す黄色旗付竹竿を8基設置

海図 W111

出所 姫路海上保安署



18年238項 淡路島 - 都志港 突堤復旧工事

才崎付近において、潜水作業を伴う突堤復旧工事が実施される。

期間 平成18年4月10日～20日の日出～日没

区域 34-24.8N 134-46.5E付近

海図 W150B

出所 神戸海上保安部

18年239項 淡路島 - 沼島北方 護岸復旧工事

灘漁港北東方において、護岸復旧工事が実施されている。

期間 平成18年6月10日までの日出～日没

区域 34-13.2N 134-49.7E付近

海図 W150C(JP共)

出所 五本部海洋情報部

18年240項 四国南岸 - 室戸岬南方 灯浮標沈没
五管区水路通報18年11号200項削除
室戸岬沖津波観測灯浮標(灯台表第1巻3027.2)(33-08.4N 134-12.2E)は沈没している。
海 図 W 7 7 (J P 共) - W 1 0 8
出 所 高知海上保安部

18年241項 本州南岸 - 潮岬東南東方 水路測量等
調査船「よこすか(4,439トン)」による海底地形調査及び潜水調査船「しんかい16500」による
潜航調査が実施される。

期 間 平成18年4月14日～20日

区 域 1 海底地形調査

下記5地点により囲まれる区域

- (1) 34-20.0N 137-40.0E
- (2) 33-05.0N 137-40.0E
- (3) 32-20.0N 136-10.0E
- (4) 32-20.0N 135-20.0E
- (5) 32-55.0N 135-20.0E

2 潜航調査

下記各位置付近(海況により変更の場合あり)

- (1) 33-04.0N 136-05.0E
- (2) 33-01.5N 136-04.0E
- (3) 32-52.0N 136-03.5E
- (4) 32-52.0N 136-06.0E
- (5) 32-46.0N 136-02.0E
- (6) 32-46.0N 136-08.5E

備 考 海底地形調査中、調査船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海 図 W 1 0 7 2 (L C W 共)

出 所 海上保安庁海洋情報部

18年242項

海図改版

番号	図名	縮尺1:	刊行年月	図積	価格(税込)
W 1 1 0 4	橘港及付近 (分図)伊島漁港	20,000 5,000	2006-3	全	3,360円

備 考 上記改版に伴い、W1104(2000年8月刊行)は廃版とする

出 所 海上保安庁水路通報18年12号(18.3.24)
